**【農林水産省による支援策】**

|  |
| --- |
| (1)食品の輸出を維持・促進したい事業者を支援します。 |

**＜輸出商流の変化に対応した製造施設等の整備・導入等の支援＞**

［輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業］

◎支援対象：食品事業者等

◎補 助 率：対象経費の1/2

◎支援内容：冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫

の整備、小分け機などの設備の整備や導入

問い合わせ：食料産業局輸出先国規制対策課　　電話：03-6744-7184

**＜輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援＞**

［輸出等新規需要獲得事業］

◎支援対象：食品事業者等

◎補 助 率：対象経費の1/2以内

◎支援内容：①　安定調達可能な原料切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等

　　　　　　②　長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費

問い合わせ：食料産業局食品製造課　　　　　　電話：03-6744-7180

**＜新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの**

**支援＞**

［日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション］

◎支援対象：JETRO・民間事業者等

◎補 助 率：定額、対象経費の1/2以内

◎支援内容：①　JETROによる海外見本市への出展、商談会の開催等

　　　　　　②　PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等

　　　　　　③　輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーン

　　　　　　④　輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組

問い合わせ：食料産業局海外市場開拓・食文化課　電話：03-3520-3408

|  |
| --- |
| (2)加工用・業務用の野菜等を安定供給したい事業者を支援します。 |

**＜輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援＞**

［国産農畜産物供給力強靭化対策］

◎支援対象：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、食品事業者等

◎補 助 率：事業費の1/2

◎支援内容：産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、

継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設を整備

問い合わせ：生産局総務課生産推進室　　　　　電話：03-3502-5945

|  |
| --- |
| (3)売り先がなくなった農林水産物・食品を役立てたい事業者を支援します。 |

**＜売り先がなくなった食品の有効活用を支援＞**

［未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策］

◎支援対象：食品関連事業者、農林漁業者、都道府県・市町村、民間事業者、フードバンク等

◎補 助 率：定額

◎支援内容

(1)フードバンク活用の促進対策

　　①　未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送費（車両の傭車、

小口配送便等）

　　②　フードバンクの受け入れ能力向上に必要となる一時保管用倉庫、

運搬用車両等の賃借料

　(2)再生利用の促進対策

　　 未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事

業者に対して支払う再生利用に係る処理費（配送費、再生利用に係る処理費）

問い合わせ：食料産業局バイオマス循環資源課

　電話：03-6744-2066

【他省庁による支援策】

|  |
| --- |
| (1)事業を継続していきたい事業者を支援します。 |

**＜事業継続を支え、再起のための支援＞**

［持続化給付金］

◎支援対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で、ひと月の売上が前年同月比50％以上減少している事業者

◎支援内容：法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給

問い合わせ：持続化給付金事業コールセンター：0120-115-570



所管省庁：経済産業省

**＜地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援＞**

[家賃支援給付金]

◎支援対象：テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で、５～12月において売上高が減少した事業者

◎給付率等：2/3、法人50万円/月、個人事業者25万円/月

◎支援内容：申請時の直近支払家賃月額に基づき算出される給付月額の６

倍（６ヶ月分）

問い合わせ：中小企業庁総務課　　　　　　　　電話：03-3501-1768

　所管省庁：経済産業省

**＜新たな販路を開拓するための支援＞**

[生産性革命推進事業（持続化補助）]

◎支援対象：小規模事業者の販路開拓等のための取組み

◎補助率等：補助率：2/3、補助上限：50万円（特別枠は100万円）

問い合わせ：全国商工会連合会 　　　　　　電話：03-6670-2540

　　　　　　日本商工会議所　　　　　　　 電話：03-6447-2389

 （一般型）　〈全国商工会連合会〉 〈日本商工会議所〉

　所管省庁：経済産業省

　　　　　　　　　（コロナ特別対応型）　〈全国商工会連合会〉〈日本商工会議所〉



|  |
| --- |
| (2)従業員の雇用を維持したい事業者を支援します。 |

**＜従業員の雇用維持に対する支援＞**

［雇用調整助成金］

◎支援対象： 事業主が休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

◎適用期間：令和２年1月24日～7月23日（緊急対応期間：令和2年4月1日から９月30日）

◎通常適用期間　〇休業手当てに対する助成

・中小企業　2/3

・大企業　　1/2

※１日当たり助成額上限　8,330円

　　　　　　　　〇教育訓練をした場合の加算額　1,200円/日

◎緊急対応期間　〇休業手当に対する助成

・中小企業　4/5

・大企業　　2/3

　　　　　　　　〇解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ

・中小企業　10/10

・大企業　　3/4

　　　　　　　　※１日当たり助成額上限　15,000円

　　　　　　　　〇教育訓練をした場合の加算額

・中小企業　2,400円/日

・大企業　　1,800円/日

　問い合わせ：最寄りの都道府県労働局又はハローワーク、雇用調整

　　　　　助成金コールセンター（電話：0120-60-399）

　　所管省庁：厚生労働省

|  |
| --- |
| (３)人材を確保したい事業者を支援します。 |

**＜外国人技能実習生の雇用支援＞**

［技能実習生等に対する雇用維持支援の活用］

◎支援対象：解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援、また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進

◎支援内容：【付与される在留資格】→特定活動（就労可能）

　　　　　 【在留期間】→最大１年、　【要件】→　申請人の報酬額や

特定技能、外国人の意向などの要件あり

　問い合わせ：最寄りの地方出入国在留管理庁

所管省庁：法務省

|  |
| --- |
| (4)経営環境を整備したい事業者を支援します。 |

**＜テレワークの導入支援＞**

［IT導入補助］

◎支援対象：中小企業者・小規模事業者において、在宅勤務制度を導入するため、テレワークに利用できる業務ツール等の導入

◎補助額等：補助額　30～450万円

　　　　　　補助率　1/2（特別枠は2/3）

◎支援内容：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等

　　　　　　※　特別枠に限り、PC等のハードウェアに係るレンタル費用も対象

問い合わせ：一般社団法人サービスデザイン推進協議会

　 電話：0570-666-424

所管省庁：経済産業省

**＜従業員の特別休暇の取得促進に向けた環境整備支援＞**

［働き方改革推進支援助成金］（職場意識改善特例コース）

◎支援対象：感染症対策として、特別休暇制度を就業規則等に整備した中小企業事業主

◎補助額等：補助上限額　50万円、補助率　3/4

◎交付申請期限：令和２年７月29日

問い合わせ：各都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等

　　　　　　室

所管省庁：厚生労働省

|  |
| --- |
| (5)地域経済への支援 |

**＜地方公共団体によるきめ細やかな支援＞**

［地方創生臨時交付金］

◎支援対象：新型コロナウイルス感染症に対する対応、感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援（事業継続、雇用維持等）「新しい生活様式」等への対応等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業

◎補助額等：公布限度額を上限として交付金を交付

◎支援内容：地方自治体が作成した実施計画に記載された、

　　　　　①令和２年度補正予算等における国庫補助事業の地方負担分

　　　　　②コロナ対策関連の地方単独事業に対して、交付限度額の範囲内で交付

問い合わせ：内閣府地方創生推進室（臨時交付金特設チーム）

電話：03-5501-1752

所管省庁：内閣府

【学校臨時休業対策費補助金】（二次申請分）

＜学校給食の食材納入業者・学校給食調理事業者の方へ＞

（パン、米飯、めん等の製造の委託を受けた事業者を含む）

|  |
| --- |
| 市町村等から食材費等や違約金等が支払われます |

［学校臨時休業対策費補助金（学校給食費返還等事業）］

◎臨時休業に伴う学校給食休止に係る、学校設置者（市町村等）が負担する以下の経費に対し補助されます。

・キャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費、

・既に発注された食材に係る違約金等

◎補助金の流れ：

国 → 全国学校給食会連合会 → 学校設置者（市町村等） → 事業者

①補助対象経費の3/4を国庫補助として学校設置者（市町村等）に交付

　※地方負担のうち8割は特別交付税が措置される

②市町村等から食材納入業者等に支払い

問い合わせ：学校設置者と直接取引の場合：学校設置者

食材納入事業者を通じて学校設置者に食材を

納入している場合：食材納入事業者

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

　　　　　　電話03-5253-4111

　　　　　　（内2694，2692）

＜学校給食調理事業者の方へ＞

（パン、米飯、めん等の製造の委託を受けた事業者を含む）

|  |
| --- |
| 衛生管理の徹底を図るための設備更新や消耗品の費用が補助されます |

［学校臨時休業対策費補助金（衛生管理改善事業）］

◎今後の学校給食再開に向けて、学校給食調理事業者（パン、米飯、めん等の製造の委託を受けた事業者を含む）の衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備更新等を、地方公共団体が支援する事業に対し、補助されます。

◎補助金の流れ：

国 → 全国学校給食会連合会 → 地方公共団体 → 事業者

①補助対象経費の2/3を国庫補助として、事業実施主体の地方公共団体に交付

　※地方負担のうち8割は特別交付税が措置される

②事業実施主体の地方公共団体が事業者に支払い

◎限度額：（職員研修費）22万円（従業員3人以下の企業）

5千円（従業員4人以上の企業）

（設備費）45万円、（消耗品費）30万円

問い合わせ：実施者となる地方公共団体

※各都道府県において、今後、実施者となる地方公共団体が調整・決定される予定

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

　　　　　　電話03-5253-4111

　　　　　　（内2694，2692）

【融資による支援】

＜影響を受けた全ての事業者の方へ＞

|  |
| --- |
| (1)中小・小規模事業者向けの無利子・無担保の資金繰り融資が受けられます |

［新型コロナウイルス感染症特別貸付制度］

◎融資限度額（別枠）：国民生活事業　8,000万円

　　　　　　　　　　 中小企業事業　6億円

◎据置期間：最長５年間

問い合わせ：日本政策金融公庫　事業資金相談ダイヤル

電話0120-154-505

＜影響を受けた個人（従業員等）の方へ＞

|  |
| --- |
| (2)個人向けの無利子・保証人なしの貸付を受けられます |

［個人向け緊急小口資金（特例）］

◎融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により

収入の減少があり、緊急かつ一時的な貸付を必要とする世帯

◎貸付上限：10万円（学校等の休業の特例：20万円以内）

◎据置期間：1年以内

問い合わせ：お住いの都道府県、市町村社会福祉協議会

＜影響を受けた中小規模の事業者の方へ＞

|  |
| --- |
| (3)中小企業向け資本増強策を強化する融資が受けられます |

［中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業］

1)資本性劣後ローン

　　◎融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

　　　　　　　　①スタートアップ企業

　　　　　　　　②企業再建に取り組む企業など

◎融資限度：最大7.2億円（別枠）

◎貸付期間：５年１ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

　2)中小企業経営力強化支援ファンド

　　・官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値向上をサポートなど、成長を全面的に後押し

　　・全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進

　3)中小企業再生ファンド

　　・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施

　　・全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進

問い合わせ：日本政策金融公庫　事業資金相談ダイヤル

電話0120-154-505

【本資料に関するお問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 食品製造課

電話03(6744)7180